

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

杉並区立東原中学校

I. いじめの定義

いじめとは、一定の関係にある他の生徒から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）があり、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。※「いじめ防止対策推進法」参考

II. いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、かかわった全ての生徒の人格を深く傷つけ、最悪の場合には命にかかわる事態にまで展開する可能性のある、重大な人権侵害である。どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のように定め、総合的かつ効果的に推進する。

基本方針

- 1 いじめは命にかかわる問題であり、最優先課題として取り組む。
- 2 教職員・生徒・保護者に「いじめは絶対に許されない」という意識の徹底を図る。
- 3 いじめは組織的に対応する。
- 4 いじめが発生した場合、早急に対応することでいじめを根絶し、連鎖を断ち切る。

III. 学校全体での取り組み

「未然防止」「早期発見」「早期対応」および「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめ防止に向けた効果的な対策を講じていく。

1 未然防止

- (1) 教職員の気づきを基本とする。

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量り、日常の学校生活における指導体制を確立する。

- (2) いじめのサインを見逃さず、確実に受け止める。

杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」（改訂版）いじめ発見チェックリストを念頭に置き、子供のサインを見逃さないようにする。

■ いじめ発見チェックリスト <いじめの可能性があるので、事実を把握する>

☐ あいさつを返さない	☐ 友達を避けて登校する
☐ 遅刻・早退が増える	☐ 名前を呼ばれたとき、声が小さい
☐ 忘れ物が多くなる	☐ 教室に遅れて入ってくる
☐ 筆圧が弱くなる	☐ 授業中、ふざけたり、変な質問をしたりする
☐ 保健室に頻繁に行く	☐ 急いで一人で帰宅する
☐ 居場所がなく廊下等を一人でふらついている	☐ 部活動に参加しなくなる
☐ 用事がないのに残っている	☐ 顔や手足に不自然な傷がある
☐ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写がある	☐ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つ

- (3) 教職員の協力体制をつくる。

特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、生活指導部会、学年会等で日常的に情報交換し、教職員の共通理解を図る。小規模校の利点を生かして、日頃から互いに授業や生活指導につ

いて尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気作りを心がけ、様々な問題に対応できる体制を構築する。

- (4) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事をつくる。

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やし、それぞれの違いを認め合う集団作りを目指す。「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を大きく成長させる。また教職員の言葉かけが「認められた」という自己肯定感につながることで、生徒の自信につながる。

- (5) 生徒の主体的な活動を推進する。

生徒会活動や委員会活動、部活動等の自治活動の中で、「自由と責任」を意識して、各集団の中で自分たちから「いじめを許さない」という雰囲気を醸成できるようにはたらきかける。また、生徒会等での取り組みを発表させるなど、学校全体でいじめ防止においての意識を高められるようにする。

- (6) 人権教育・道徳教育を充実させる。

生徒が人の痛みを思いやることができるように、人権教育基盤である生命の尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育を充実させる。また、道徳の授業を要とした教育活動全体を通じて、道徳的価値の自覚及び道徳的実践力を育成することで、いじめの抑止につなげる。

- (7) 具体的な取り組み

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」改訂に基づき、以下の取り組みを行う。

- ① 年3回以上の「いじめに関する授業」を行う。
- ② 年3回以上の校内研修会を行う。

2 早期発見

- (1) 日々の観察

日々の生徒の様子に目を配り、生徒とともに過ごす機会を積極的に増やすことでいじめ発見に努める。

- (2) アンケートの実施

都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を活用し、生徒へのいじめに関するアンケートを実施し、実態調査を行う。

- (3) スクールカウンセラーとの全員面接

1学期中をめぐりにスクールカウンセラーと1年生徒の全員面接を行い、実態把握に努める。

- (4) 外部機関の活用

学校に相談できない生徒については、「東京都いじめ相談ホットライン」等の電話相談機関（専用電話）があることを伝える。

杉並区立済美教育相談センター（いじめ電話相談）

03-6379-3640

東京都いじめ相談ホットライン <東京都教育相談センター>

0120-53-8288（24時間対応）

ゆうライン（相談専用窓口） <杉並区子ども家庭支援センター>

03-5356-2601

東京子供ネット <東京都児童相談センター>

0120-874-374

24時間子供SOSダイヤル[※]（全国統一ダイヤル）

0120-0-78310

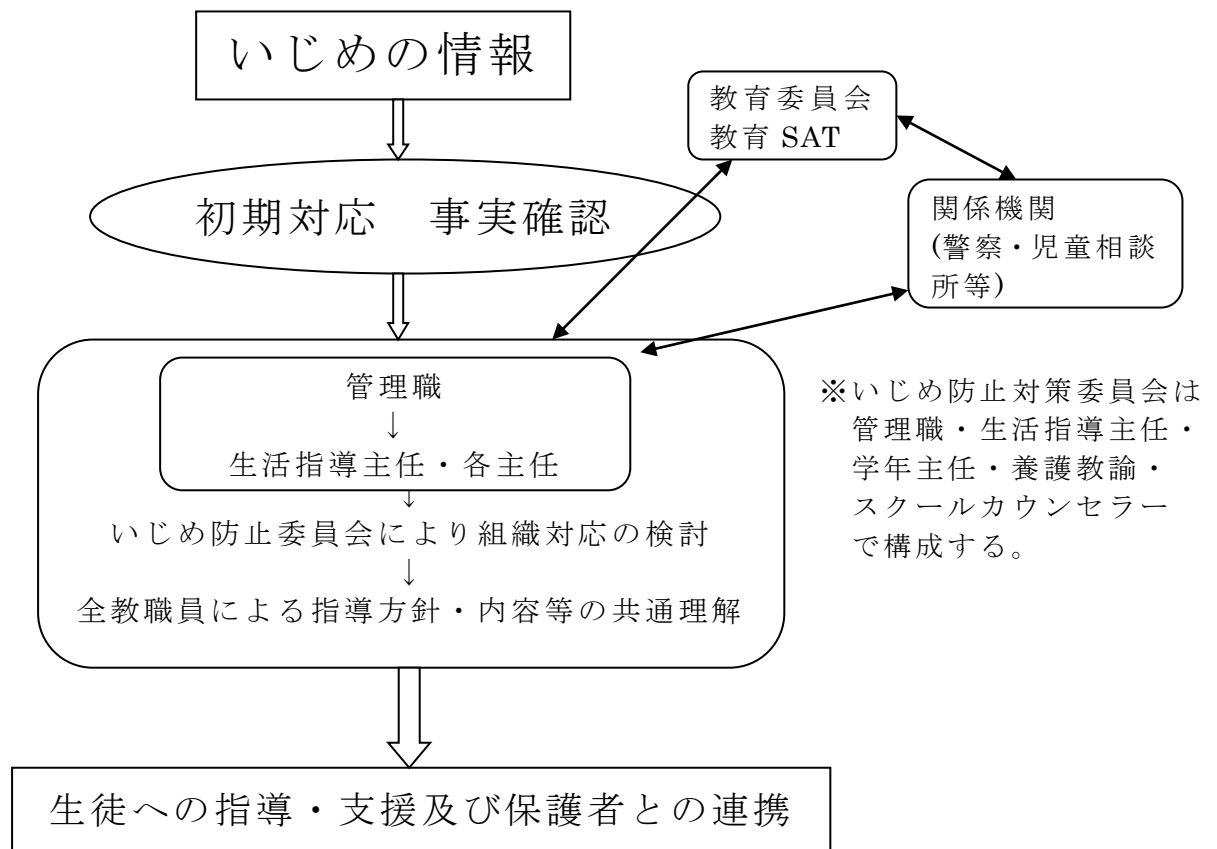
チャイルドライン <NPO法人チャイルドライン支援センター>

0120-99-7777

※すぎなみいじめ電話レスキューの専用ダイヤルは終了しています。

3 早期対応

■ いじめ発見の基本的な流れ



(1) 初期対応

- ・迅速かつていねいな対応を心がける。
- ・毅然とした態度で指導し、早急に事実を確認する。
- ・子供からの訴えの場合はつらい思いに共感し、いじめられた生徒を組織的に守り通すことを約束することで、信頼を得る。
- ・保護者からの訴えがあった場合は直接会って話を聞き、複数で対応する。「お子さんも同じことをしている」「学校では元気に生活している」等、誤解されるような言葉かけはしない。

(2) 事実確認

- ・いじめの情報が入ったら、最優先課題として取り組む。
- ・先入観をもたずに、すぐに事実を確認する。
- ・アンケートや個別の面談を組織的に行い、状況を把握する。
- ・情報管理を徹底する。

(3) いじめ防止対策委員会

① 構成メンバー

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

② 内容

- ・構成メンバーを中心に、いじめ解決まで適宜開く。
- ・全校職員で組織的に対応できるように、役割や責任を明確にする。
- ・管理職、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、適宜担任が参加する。
- ・具体的な計画をたてる。(いつまでに、誰が、何を、どのように)

(4) 関係機関等との連携

- ・教育委員会、教育SAT、警察、児童相談所等と情報交換し、課題解決に向けて方策を立てる。
(3311-0023 教育SAT専用電話、3317-1190 済美教育センター内専用電話)
- ・その他の機関として、済美教育センター及び特別支援教育課から心理、スクールソーシャルワーカー等の専門職を派遣してもらい助言等をうける。

(5) 生徒への指導・支援

① いじめられた生徒への指導

- ・本人と保護者の了解の下、教職員全員でいじめられた生徒を守る体制をつくる。
- ・担任を中心に、養護教諭、SCと連携して生徒の苦しみを受け止め、不安を取り除き、安心させる。

② いじめた生徒への指導

- ・どんな理由があっても、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底して指導する。
- ・いじめに至った経緯を共感的に聞き、心のケアを図る。
- ・相手の心の痛み、苦しみ、悲しみ等をわからせ、心から反省させる。

③ 学級の生徒への指導

- ・何もしない、何も言わないのは、いじめを助長していることに気づかせ、当事者意識をもたせる。
- ・いじめの連鎖を断つために、いかなる理由があろうとも正当化できないことを指導する。
- ・いじめを見たり、聞いたりしたらすぐに大人に話すように指導する。
- ・本人がいじめられていると訴えなくても、おかしいと感じたら、大人に話すよう指導する。

(6) 保護者との連携

① いじめられた生徒の保護者への対応

- ・確認したいじめの事実を正確に伝え、生徒を全力で守ることと最優先課題として全教職員で解決していくこと約束する。
- ・具体的な内容及び指導の内容を伝えるとともに、家庭での様子を把握する。

② いじめた生徒の保護者への対応

- ・できるだけ早くいじめの事実を正確に伝え、保護者の心情に配慮しながらも、学校では徹底して指導していくことを理解してもらう。
- ・学校がとる対応と指導内容を具体的に伝えるとともに、家庭でも親子で話し合うよう助言し、保護者と協力して子どもが心から反省できる環境をつくる。

③ 学級の保護者への対応

- ・いじめられた本人と保護者の心情に配慮しながら、必要に応じて保護者会を開き、いじめの事実と学校の具体的方策を伝え、学級全体で解決に向け協力を求める。
- ・必要に応じて、学年便り等で学校での取組状況を知らせる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにより被害を受けた当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には以下のようなケースを指す。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

よって、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握したうえで、判断を行い、報告・調査にあたる。

(2) 重大事態発生の場合

- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合には、速やかに杉並区教育委員会・済美教育センター・所轄警察署に報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 事実関係を明確にするために調査する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係の他の必要な情報も適切に提供する。

IV. いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはせず、少なくとも次の2つを満たしている状態を指す。

ア いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。これは面談等により確認する。